

《Labor Communication 2016・11》

駅の階段を降りていると前を降りていた老婦人が突然立ち止まり、階段を上り始めました。ぶつかりそうになりましたが、運よくよけることができました。ご婦人は、降りてる途中でエレベーターに乗り換えようと思ったのでしょうか。でも運が悪ければ後ろからくる人の波に押されて転落する危険もあります。また、自転車に乗っているとき、前方の歩行者がこれまで同じ向きで歩いていたのに突然、直角に方向をかえ、自転車の前に飛び出してきたり。いずれも思いつきの行動！これから忙しい季節。周りに目配りを！（小野山真由美）

**65 歳超
雇用推進助成金**

★高年齢者の雇用対策！再度復活助成金！10月に発表！

来年 1 月から 65 歳を超えてから入社した場合でも雇用保険に加入できるようになりましたが、厚生労働省は、高齢者の雇用確保を推進しています。それが今回の「65歳超雇用推進助成金」！この助成金は高齢者の雇用促進を目的として、65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかを導入した事業主に対して行う助成制度です。助成額は以下のとおりです。

65歳へ定年引上げ	65歳以上に定年引上げ または廃止	希望者全員を対象とする再雇用制度	
		66～69歳	70歳以上
100万円	120万円	60万円	80万円

〔要件〕

- ★定年延長制度を導入した際に経費を要した事業主
- ★就業規則を整備しており、高年齢雇用安定法第8条9条に違反していないこと
- ★支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。詳細については、当事務所へお問い合わせください。



**マイナンバー！
年末調整**

★マイナンバーを利用した初めての年末調整！

今年も年末調整の季節がやってきました。今年の年末調整でもっとも例年と異なるのはマイナンバーです。扶養親族等申告書には、マイナンバーの記載の欄がありますが、こちらには記入しないで、別の用紙でマイナンバーを収集することをおすすめします。マイナンバーは、行政手続きにおいて使用するため、個人へ発行する源泉徴収票には記載しません。もっとも注意を要するのが、扶養親族等申告書の記載内容と収集したマイナンバーの扶養家族とのミスマッチ！年の途中で結婚や出産により家族が増えた場合、対象の労働者から扶養家族のマイナンバーを収集する必要があります。そのため、今年は例年より少し早めに年末調整の用紙を配布することをおすすめいたします。

★会社以外からもマイナンバーを求められるケース！

生命保険金関係で生命保険会社からや、株の売買等関係で証券会社からマイナンバーの提出を求められます。通知カードを失くした場合、番号のみを知りたいときは住民票を取り寄せると自分のマイナンバーを知ることができます。ただし、本人確認を求められる場合もあります。使う機会は現在少ないですが取扱いは厳重！

あすは社労士事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満 2-6-8 堂島ビルディング 814
電話.06-6948-5252 FAX.06-6948-5253

社会保険労務士 佐々木 香里 社会保険労務士 小野山 英男 特定社会保険労務士 小野山 真由美

★夕暮れが早くなんとなく気ぜわしい季節！あわてずに一呼吸！